

(公 印 省 略)
答 申 第 183 号
令 和 6 年 7 月 3 日

兵庫県公安委員会
委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の部分開示決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和6年2月1日付け兵公委発第70号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

警察本部の特定部署が保有する請求者に関する広聴処理票

第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、部分開示とした判断は妥当である。

第2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求及び実施機関の決定

(1) 本件処分①について

ア 開示請求

令和5年10月12日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。

イ 本件開示請求①に係る部分開示決定

令和5年10月24日、実施機関は、保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分①」という。）をし、同日付けで部分開示決定通知書を送付した。

(2) 本件処分②について

ア 開示請求

令和5年10月20日、審査請求人は、法第77条第1項の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。

イ 本件開示請求②に係る部分開示決定

令和5年11月2日、実施機関は、保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分②」という。）をし、同日付けで部分開示決定通知書を送付した。

2 対象保有個人情報

本件開示請求の対象保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、本件開示請求①について(1)及び(2)、本件開示請求②について(3)の文書である。

(1) 兵庫県警察本部保有の広聴処理票（令和5年10月3日付け広聴受理番号県民広報課2023年第3176号、総務課2023年第118号、監察官室2023年第57号及び刑事企画課2023年第28号）に記録された、審査請求人が令和5年10月3日、本部員に申し出た情報（ただし、開示請求者が提出した資料を除く。）

(2) 兵庫県警察本部保有の広聴処理票（令和5年10月11日付け広聴受理番号県民

広報課2023年第03270号、総務課2023年第120号、監察官室2023年第59号、刑事企画課2023年第29号及び捜査第二課2023年第111号)に記録された、審査請求人が令和5年10月11日、本部員に申し出た情報

(3) 兵庫県警察本部保有の広聴処理票(令和5年10月18日付け広聴受理番号県民広報課2023年第03352号、総務課2023年第00122号、監察官室2023年第00061号、刑事企画課2023年第00031号及び捜査第二課2023年第00116号)に記録された、審査請求人が令和5年10月18日、本部員に申し出た情報

3 審査請求

令和5年12月4日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

令和6年2月1日、兵庫県公安委員会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、実施機関の弁明書に対する反論書及び口頭意見陳述等において述べている本件審査請求の理由等は多岐にわたるが、概ね次のとおりと解される。

1 本件審査請求の趣旨

兵庫県警察組織は個人情報保護法について認識不足である。

審査請求人は犯罪被害者であり、犯罪被害者にとって次の①②③は重要な部分である。黒塗りの部分を消した文書の開示を求める。

①相談等の要旨、②処理内容、③所属長の具体的指示事項

2 本件審査請求の理由等

(1) 審査請求に係る処分の内容

事案に関する措置が記録された部分(開示請求者に係る個人情報)は法第78条第1項第7号に該当しない。

審査請求人の個人情報は次のロ及び法第80条に該当するものと思料します。

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(2) 審査請求の理由

ア 何故、黒塗りにするか理由が定かではない。

イ 例えば、個人情報の公文書についての事案で訴訟を提起するに弊害が生じる。

警察の電話番号と事案に関する措置が記録された部分（開示請求者に係る個人情報）は情報の質と人権侵害・財産被害等に係る値が違うので法第78条第1項第7号を適用するのは不当である。

刑法に証拠隠滅罪、公用文書等毀棄罪及び私用文書等毀棄罪の条文がある。文書毀棄とは、文書の効用を失わせる一切の行為で、文書を物質的に棄損する場合はもちろん、文書を内容的に無価値にする場合も含まれ、記載内容を消去した場合も含まれる。

近畿管区警察局の個人情報開示については法を適用しており、不開示部分は警察職員の氏名のみであるのに、実施機関は、近畿管区警察局が兵庫県警察本部に通報した連絡、受理年月日と所属長の具体的指示事項も黒塗りにしている。

兵庫県公安委員会は審査請求人が犯罪被害者であり、兵庫県公安委員会の業務等を管理する兵庫県警察職員から多大なる被害を受けている事実を平成25年から兵庫県公安委員会に苦情申出書を提出して事実を承知している事により、兵庫県犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（令和5年条例第15号）の第12条にも該当する事案であるので速やかに黒塗りを消して、正常な文書を請求者に開示することを求める。

行政機関は裁量権の行使に当たって、法律による裁量権の限界のほか、一般法原則による制約を受けており、この制約に違反するときには裁量違法をもたらす。行政庁の裁量権は、公益目的の増進、行政目的の円滑な遂行のために行使されなくてはならない。

実施機関の業務については兵庫県の組織として個人情報等の法律を所管する法務文書課からの指導・助言を遵守するものであり、上級庁の近畿管区警察局の「参考通報」や犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための条例を重要視しない行為は、「裁量権の濫用・踰越」と解釈する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分理由は、以下のとおり要約される。

1 保有個人情報が記録された公文書の性質

対象保有個人情報記録された公文書は、兵庫県警察広報広聴活動規程に基づいた様式で、同規程第36条の「警察相談を受理したときは、所要の措置を講じた上、総務部長が定める様式の広聴処理票により明らかにしておくこと。」との規定によって作成された公文書である。

2 不開示部分及び理由

本件対象保有個人情報の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示しないこととする理由は、次の(1)から(8)までのとおりである。

(1) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

警部補以下の階級にある警察官の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報には該当しないことから法第78条第1項第2号により不開示としている。

(2) 処理に係る警察官の職員番号が記録された部分

警察官の職員番号とは、警察官を拝命した際に各個人へ与えられる番号のことで、公表・公開されておらず、職員本人を確認する手段の一つとしても用いられる。

このことから、職員番号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害する情報に該当するため、法第78条第1項第2号により不開示としている。

(3) 警察電話番号が記録された部分

警察電話番号とは、警察内での通告・連絡等を行うために敷設されている警察部内専用の内線電話番号のことで、全てが公表・公開されているわけではない。

このことから、本件対象の警察電話番号を開示すれば、警察及び担当警察官の判断や措置等に不平不満を抱く関係者からの抗議電話が殺到するなどして、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号により不開示としている。

(4) 事案に関する措置が記録された部分（開示請求者に係る個人情報）

事案に関する措置が記録された部分は、審査請求人から聴取した相談内容等を踏まえた警察内部及び担当警察官の具体的な検討経過や判断、措置等の記録となる。

このことから、「所属長の具体的指示事項」をはじめ、事案に関する措置を開示すれば、審査請求人をはじめとする関係者からの抗議や干渉等により、事案に係る事実調査、関係者からの事情聴取、調査等の結果を踏まえての適正な

事案処理等が困難になり、警察業務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号により不開示としている。

(5) 法第78条第1項第7号ロについて

請求人は、本件審査請求において、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と主張するが、法第78条第1項第7号ロ（犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ）にはそのような記載はない。

法第78条第1項第2号ロに、同様の記載はあるが、警察官の氏名、職員番号を不開示とすることにより保護される審査請求人以外の特定の個人に係る利益と、当該情報を開示することにより生じる審査請求人が主張する利益を比較考量するも、後者が前者を優越すると認められる理由は見当たらない。

(6) 法第80条（裁量的開示）について

法第78条の不開示情報該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量することになる。処分庁が本件処分を行った理由については上記(1)ないし(4)のとおりであり、不開示とすることで保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量するも、後者が前者を優越すると認められる理由は見当たらない。

(7) 兵庫県犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例第12条について

同条は、各種相談等により提供を受けた犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。）の個人情報を取り扱うにあたり、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることがを要請したものであり、上記条例に基づいて本件処分を決定しているものではない。

(8) 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書に刑法各条や近畿管区警察局の個人情報開示等について記載しているが、本件処分は法に基づいて行った処分であり、それらの記載は処分庁が本件処分を行った判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を

精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求①及び②について

本件開示請求①及び②に対し、実施機関は、本件対象保有個人情報の一部が法第78条第1項第2号及び第7号に該当するとして部分開示とする本件処分①及び②を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているが、実施機関は本件処分①及び②を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性

(1) 法第78条第1項第7号及び第2号について

ア 法第78条第1項第7号は、「…地方公共団体…が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることを定めている。

イ 法第78条第1項第2号は、第三者の個人情報を開示することにより、当該第三者の権利利益を損なうことを防止するために「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」等を不開示とすることとしたものである。

(2) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

当該部分は、審査請求人以外の個人（警部補以下の階級にある警察官）の氏名および印影であって、法第78条第1項第2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、不開示とすることが妥当である。

(3) 処理に係る警察官の職員番号が記録された部分

当該部分は、職員本人を確認する手段の一つとして用いる等のため、各職員に付されたものであり、法第78条第1項第2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、不開示とすることが妥当である。

(4) 警察電話番号が記録された部分

当該部分は、公表されておらず、開示することにより、警察及び担当警察官の判断や措置等に不平不満を抱く関係者からの抗議電話が殺到するなどして、

通常業務における必要な連絡や、突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 事案に関する措置が記録された部分（開示請求者に係る個人情報）

審議会が見分したところ、実施機関が「事案に関する措置が記録された部分」として法第78条第1項第7号に該当するとして不開示としている部分は、本件対象保有個人情報となる文書(兵庫県警察広報広聴活動規程に基づいた様式で、同規程第36条の「警察相談を受理したときは、所要の措置を講じた上、総務部長が定める様式の広聴処理票により明らかにしておくこと。」との規定によって作成された「広聴処理票」と題する公文書)において、「所属長の具体的指示事項」と題する欄名が付された記載欄、「処理経過等」と題する欄名が付された記載欄のうち「事案に関する措置が記録された部分」、引継ぎを受けた処理所属における「処理内容」と題する欄名が付された記載欄である。

審議会は、実施機関に対して個々の欄に記載される内容がどのように実施機関の相談業務の適正な遂行に実質的な支障が生じるのか確認したところ、次の通りであった。

ア 「所属長の具体的指示事項」と題する欄名が付された記載欄は、実施機関に相談を申し出た者から聴取した相談内容等を踏まえた警察内部での判断、措置等を記載する性質を有していることが欄名からも外形的に判明できる。当該相談内容に対する警察内部での判断、措置等の内容を明らかにすると、相談者やその関係者から不当な干渉がなされるなど、実施機関の相談業務の適正な遂行に実質的な支障が生じることから、事案の内容にかかわらず当該欄全体を一律に不開示にしている。

イ 「処理経過等」と題する欄名が付された記載欄のうち「事案に関する措置が記録された部分」は、実施機関に相談を申し出た者から聴取した相談内容等を踏まえた担当警察官の具体的な検討経過や、上記アの「所属長の具体的指示事項」と題する欄名が付された記載欄に記載するような当該相談内容に対する警察内部での判断、措置等の内容について、事案の処理経過を記載する中で記載しておくことがある。当該記載された内容を明らかにすると、上記アと同様に実質的な業務支障が生じることから、当該部分を特定して不開示にしている。

ウ 引継ぎを受けた処理所属における「処理内容」と題する欄名が付された記載欄は、引継ぎを受けた処理所属において当該相談内容に対してどのような処理を行うかの判断、措置等を当該欄に端的に記載するという性質を有している。処理所属における判断、措置等を端的に記載された内容が明

らかになると、上記アと同様に実質的な業務支障が生じることから、当該欄に記載されたこと全体を不開示にする必要がある。

上記アからウまでの実施機関の説明は、一般に、相談業務は相談者からの申出を受けて、必要に応じて関係者からも事情を聴取し、聴取した内容により、警察官が中立・客観的な立場であつせんするような手法を用いて処理を行っていくものであること、本件対象保有個人情報となる文書の性質と当該文書の様式上の記載欄の設定を鑑みると、当該相談内容に対する警察内部の判断、措置等の内容を明らかにすることになると、相談者やその関係者から不当な干渉がなされるなど、警察の相談業務の適正な遂行に実質的な支障が生じ、法第78条第1項第7号に該当するという実施機関の説明は首肯できるところである。

よって、実施機関が「事案に関する措置が記録された部分」として法第78条第1項第7号に該当するとして不開示としている部分は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示とすることが妥当と認められる。

3 審査請求人の主張について

(1) 近畿管区警察局との対比について

審査請求人は、近畿管区警察局が行った個人情報の部分開示決定において、当時国の行政機関に適用されていた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の不開示条項の規定（現行の法第78条第1項第7号と同様の規定）により不開示としたものがないことをもって、実施機関が上記2(5)の事案に関する措置が記録された部分に同号を適用することはできないとの主張をするものと理解される。

しかし、近畿管区警察局が取り扱っている苦情等受理票の各欄の記載内容と、実施機関が取り扱っている広聴処理票の各欄の記載内容は、それぞれに記載する事案の内容が異なりうるものであるため、すべからく実施機関が同号の適用をすることができないとする根拠にはならない。

よって、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

(2) 裁量的開示について

審査請求人は、兵庫県犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（令和5年兵庫県条例第15号）の条文を引用し、実施機関、諮問庁等との刑事手続に関して審査請求人が取り組んできたことを紹介し、これらのことを鑑みた上で法80条に基づく裁量的開示を実施機関がすべきであると主張しているものと解される。

裁量的開示は、法第78条の不開示情報に該当する場合であっても、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益

とを比較衡量した結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められる場合に、行政的判断により、開示することができるとするものである。

上記2において当審議会が不開示とすることが妥当と判断した部分については、当該部分を開示しないことにより保護される利益に比して、当該部分を開示することにより得られる個人の権利利益を保護するために特に必要性があり、実施機関が裁量的開示を行わないことが直ちに違法又は不当になるとまで言えるような客観的かつ具体的な必要性があるとまで認められないものである。

よって、審査請求人の主張を採用することはできない。

(3) 「ロ」の適用について

審査請求人は、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」等と記載しており、法78条第1項第2号ただし書ロに該当する旨を主張しているものとも思われる（法78条第1項第7号ロは公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれにつき定めたものであり、明らかに異なる。）。

当審議会が法78条第1項第2号に該当するとして不開示とすることが妥当と判断した部分（警部補以下の警察官の氏名等）については、これを開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回るとは認められないことから、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

また、上記2(5)の事案に関する措置が記録された部分は開示請求者に係る個人情報であって、同号に定める開示請求者以外の個人に関する情報ではないため、同号ただし書に定められている「ロ」を適用することは、そもそもできないものである。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

| 年 月 日 | 経 過 |
|--------------------------|--------------------------------|
| 令和6年2月1日 | ・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領 |
| 令和6年3月22日 第2部会（第115回） | ・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議 |
| 令和6年4月23日 第2部会（第116回） | ・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議 |
| 令和6年5月14日 第2部会（第117回） | ・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議 |
| 令和6年6月27日 第2部会（第118回） | ・ 審議 |
| 令和6年7月2日 | ・ 答申 |

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男